

諮問第999号  
令和4年12月23日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太 様

世田谷区長  
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第12条、第17条第4項及び第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、  
「健康推進業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び  
「健康推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について  
(出産・子育て応援事業の実施)

# 諮問第999号

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、  
「健康推進業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び  
「健康推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について  
(出産・子育て応援事業の実施)

令和4年12月27日  
世田谷保健所健康推進課

## 事業の概要

出産・子育て応援事業は、令和4年10月28日に閣議決定をした「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を受け、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、各区市町村が実施主体となって「伴走型相談支援の充実」を図るとともに、一体的な経済的支援として「(仮称)出産・子育て応援ギフト」を支給するものである。

区では、「伴走型相談支援の充実」の一環として、現在実施している妊娠期面談及び乳児期家庭訪問に加え、新たに妊娠8か月前後の方に対してアンケート調査を行い当事者に必要な支援の検討を行うほか、(仮称)出産・子育て応援ギフトとして妊娠時及び出産時にそれぞれ5万円を支給し、経済的支援を行う。

この事業を実施するにあたり、区では出産・子育て応援ギフト支給システム(以下「管理システム」という。)を構築し、申請及び支給状況を管理する。管理システムの構築及び書類の印刷から発送まで並びに新たに設置するコールセンターの問い合わせ対応に係る業務を外部委託により実施する。

## 第1 外部委託に伴う個人情報の保護措置について

### 1 委託の件名

出産・子育て応援事業業務委託

### 2 委託の内容

以下のとおり、出産・子育て応援事業に係る業務を外部委託する。

#### (1) 管理システムの構築・保守及びデータ作成業務

管理システムを構築し、障害対応等のシステム保守を行う。また、区が提供する

支給対象者のデータをセットアップするとともに、支給対象者データを作成する。

#### (2) 申請書類発送・受付後処理業務

支給対象者データに基づき、申請書類を印刷・封入封緘し、支給対象者あてに発送する。

また、申請者から提出された申請書類の内容及び電子申請で受付した内容を確認し、支給に必要なデータを作成して区へ引き渡す。区は、当該データの内容を確認のうえ支給決定を行い、委託先が支給決定通知書を支給対象者あてに発送する。

なお、不備がある申請書類については、申請者への照会等も行う。

#### (3) アンケート書類発送・受付後処理業務

アンケート対象者データに基づき、申請書類を印刷・封入封緘し、アンケート対象者あてに発送する。

また、提出されたアンケートの内容を確認し、集計データを作成して区へ引き渡す。

#### (4) コールセンター業務

支給及びアンケートに関するコールセンター業務を行い、区民からの電話による問い合わせに対応する。

### 3 諮問の趣旨

本件は、出産・子育て応援事業に係る業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき諮問する。

### 4 対象となる個人の範囲

#### (1) 出産・子育て応援ギフトの支給対象者

#### (2) アンケートの対象者（妊娠8か月前後の妊婦）

### 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

#### (1) 個人情報の項目

##### ・区から委託先へ提供するもの

氏名、住所、生年月日、性別、宛名番号（区民健康情報システム整理番号）、世帯番号、世帯主氏名、続柄、異動情報、妊娠出産状況、面談実施状況、支援措置情報

##### ・委託先が本人から収集するもの

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、口座情報、対応記録、健康状態（検診の受診状況、近況確認）、生活環境、生活習慣、妊娠出産状況、申請状況（申請書送付日、申請受付日）、判定日、支給種別（妊娠・出産）、支給金額

##### ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数(見込)

出産・子育て応援ギフトの支給対象者 約14,000件

アンケートの対象者 約7,000件

6 個人情報を取り扱う場所

委託先の施設

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者と共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

口頭、文書、電磁的記録媒体及び回線結合による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報に対する社員教育が徹底しており、個人情報保護の管理体制が確立されている。

(2) 個人情報保護に必要なセキュリティ対策が講じられた作業場所を有し、セキュリティ対策実態を確認するために区が行う立入検査に対応している。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」認証又は国際規格ISO/IEC 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を契約締結日時点で取得し、継続的に更新する。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止、セキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和5年1月下旬から継続して行う。

13 委託先(参考)

未定

## 第2 新たな個人情報の項目の電子計算機への記録について

### 1 電子計算機に記録する理由

出産・子育て応援事業の多数の対象者情報を正確かつ効率的に管理するために、新たに管理システムを構築する。当該システムを構築した後、申請書及びアンケートの受付・進捗状況を記録し、申請者からの照会等へ迅速かつ的確に対応するため、当該個人情報を管理システムに記録する。

### 2 諮問の趣旨

本件は、出産・子育て応援事業に係る個人情報を新たに電子計算機へ記録するものであり、条例第17条第4項の規定に基づき諮問する。

### 3 対象となる個人の範囲

第1の4のとおり

### 4 記録する個人情報の項目及び件数

#### (1) 個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、宛名番号(区民健康情報システム整理番号)、問い合わせ番号、世帯番号、世帯主氏名、続柄、異動情報、妊娠出産状況、面談実施状況、支援措置情報、メールアドレス、口座情報、健康状態(検診の受診状況、近況確認)、生活環境、生活習慣、対応記録、申請状況(申請書送付日、申請受付日)、判定日、支給種別(妊娠・出産)、支給金額

#### (2) 件数(見込)

第1の5(2)のとおり

### 5 電子計算機に記録する方法

区の区民健康情報システムから抽出した対象者情報は、区の電子計算機と委託先のクラウドサーバ上のアプリケーションとの間でL G W A N回線を使用しデータ連携を行い記録する。また、申請書の受付・進捗情報を記録するための情報は、区職員又は委託先の従事者がL G W A N回線又は一般回線を使用し、委託先のクラウドサーバ上のアプリケーションへ直接入力することにより、記録する。

### 6 区の個人情報の保護管理体制

世田谷区情報セキュリティ対策基準及び健康推進課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

- 7 記録の開始時期及び期間  
第1の12のとおり

### 第3 外部の電子計算機との回線結合について

1 回線結合する理由

新たに導入する管理システムは、クラウド上での運用となり、健康推進課が委託先の管理するサーバに接続して利用する。これに伴い、区の電子計算機と委託先の電子計算機を回線結合する必要がある。

2 回線結合の相手方  
委託先

3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機と委託先の電子計算機を回線結合するものであり、条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲  
第1の4のとおり

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

第1の5(1)のとおり

(2) 件数(見込)

第1の5(2)のとおり

6 回線結合の方法

委託先が管理する管理システムサーバに接続するための端末を健康推進課に配備し、L G W A N回線又は一般回線により回線結合を行う。一般回線については、以下の方法により回線結合を行う。

・インターネットVPNの導入

健康推進課は、クラウドサービス上の委託先の管理する管理システムサーバへ接続するため、端末からインターネットVPNによる仮想専用接続を行うことにより、セキュリティを確保する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

(1) 世田谷区情報セキュリティ対策基準に基づく、「電算処理の業務委託契約の特記事

項」を遵守したセキュリティ体制が確立している。

(2)「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関連法令等に加え、個人情報保護に関する社内規程を定めて遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めている。

- 8 区の個人情報の保護管理体制  
第2の6のとおり
- 9 回線結合の開始時期及び期間  
第1の12のとおり

#### 第4 外部の電子計算機との回線結合について

##### 1 回線結合する理由

区から委託先に提供する支給対象者のデータ及び委託先から区に提供される実際の申請・支給内容のデータについて、L G W A N回線を利用したデータ伝送により授受を行うこととする。

L G W A N回線を利用することにより、媒体搬送中の事故によるデータ紛失のリスクを回避し、個人情報をより安全に受け渡しできる。

このことから、区の電子計算機と委託先の電子計算機を回線結合する必要がある。

##### 2 回線結合の相手方 委託先

##### 3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機と委託先の電子計算機を回線結合するものであり、条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

##### 4 対象となる個人の範囲 第1の4のとおり

##### 5 回線結合する個人情報の項目及び件数

###### (1) 個人情報の項目

第1の5(1)のとおり

###### (2) 件数(見込)

第1の5(2)のとおり

6 回線結合の方法

区の電子計算機と委託先の電子計算機をL G W A N回線で結合する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

第3の7のとおり

8 区の個人情報の保護管理体制

第2の6のとおり

9 回線結合の開始時期及び期間

第1の12のとおり

10 その他

第4は、諮問第894号にて包括的に審議いただき、以後は報告案件となった、「L G W A N回線を利用したL G W A N - A S P事業者との回線結合」に関するものである。これに伴い、本件も報告事項になるものの、本事業の一連の流れの中で不可欠な部分であるため、第1（外部委託）ないし第3（回線結合）とともに諮問するものである。



諮問第1000号  
令和4年12月23日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田 健太 様

世田谷区長  
保坂 展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(妊活オンライン相談等事業委託)

# 諮問第1000号

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(妊活オンライン相談等事業委託)

令和4年12月27日  
世田谷保健所健康推進課

## 1 委託の件名

妊活オンライン相談等事業委託

## 2 委託の内容

区は、妊娠前からの支援をより充実させるために、不妊治療に悩んでいる区民やその家族、将来子どもを持つことを希望している世代等に対する専門家(不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士、ピアカウンセラー等)による相談事業を外部委託により実施する。

本件相談事業は、以下の方法により実施し、匿名による区民からの相談に対し専門家チームがアドバイスを行う。

- (1) 当事業用に委託先が作成する区専用公式LINEアカウントから遷移した相談フォーム(委託先が保有するサーバ上に構築し、サービス利用の登録には自治体コードを活用する。)
  - (2) クラウド型の会議サービス
  - (3) 通話相談
- (2)及び(3)は、(1)を補完するものとして、相談者から希望があった際に事前予約を受付の上、実施する。

## 3 諮問の趣旨

本件は、妊活オンライン相談等事業を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

## 4 対象となる個人の範囲

妊活オンライン相談等事業の利用を希望する者

## 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

### (1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの  
なし

- ・委託先が本人から収集するもの

SNSアカウント、電話番号、メールアドレス、住所(町名)、性別、生年月日、

身長、体重、職業、勤務時間(規則的/不規則)、生活習慣に関する事項、相談要望内容(妊活/それ以外)、月経・生理に関する事項、妊娠・出産歴、結婚してからの期間、妊娠を希望してから現在までの期間、不妊検査及び治療歴等、既往歴、現病歴、内服薬、パートナーとの関係に関する事項、妊娠・出産・不妊治療への希望等、妊活についての相談者、相談支援内容等、今後の希望

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの  
なし

(2) 件数(見込み)

90名程度(年間)

6 個人情報を取り扱う場所  
委託先の作業場所

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無  
あり

8 委託先との個人情報の授受の方法  
電磁的記録媒体による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無  
あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

- (1) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できるキャビネット等で保管する。
- (2) 個人情報保護規程を策定しており、個人情報保護及びセキュリティ対策に係る体制を確立している。
- (3) 個人情報を取り扱うパソコン等への不正アクセス及びウイルスの侵入、拡散を防止するための措置を講じている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」、区の外部委託案件に関し情報セキュリティ対策側面から遵守すべき内容を示す「情報セキュリティ対策基準(委託先事業者等公開用抜粋版)」及び総務省の「今後のLINEサービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」を契約条件とし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和5年1月16日から継続して行う。

13 委託先(参考)

株式会社ファミワン

諮問第1001号

令和4年12月23日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田 健太 様

世田谷区長  
保坂 展



世田谷区個人情報保護条例第12条及び第15条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び「子育て支援業務」における個人情報の「子ども家庭支援業務」への目的外利用について  
(家事支援用品購入支援事業の実施)

# 諮問第1001号

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び「子育て支援業務」における個人情報の「子ども家庭支援業務」への目的外利用について  
(家事支援用品購入支援事業の実施)

令和4年12月27日  
子ども・若者部子ども家庭課  
保育部保育認定・調整課

## 第1 外部委託に伴う個人情報の保護措置について

### 1 委託の件名

家事支援用品購入支援事業に係る業務委託

### 2 委託の内容

コロナ禍の終息が見られない中、子育て家庭に対する対面型サービスの活用が平時に比べ困難となっていることから、子育て家庭の負担を軽減する必要が高まっている。そこで、東京都の令和4年度時限の補助事業「家事支援用品の購入支援」の活用について、東京都との協議が整ったことから、区において家事支援用品の購入支援事業を外部委託により実施する。

#### (1) 事業の概要

##### 内容

専用の家事支援用品購入用WEBサイト(以下「WEBサイト」という。)において使用できるポイント(対象児1人あたり5万円まで)を付与する。対象者は、WEBサイトにおいて利用申請及び希望する商品の申込みを行い、委託先が商品を発送する。なお、付与されたポイントを超過する申込みについては、保護者の自己負担(クレジットカード決済)とする。

##### 対象者

区内在住の1歳又は2歳(平成31年4月2日～令和4年4月1日生)の児童の保護者のうち、保育サービスを利用していない者

#### (2) 委託業務の内容

本事業の対象者あて案内の作成及び発送業務

WEBサイト、WEBカタログ等の作成及び構築業務

家事支援用品の申込受付、発送及び管理業務

問い合わせ対応(コールセンター)業務

### 3 諮問の趣旨

本件は、家事支援用品購入支援事業に係る業務を外部委託することに伴い、個人

情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

本事業の対象となる児童及びその保護者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

児童：氏名、住所、生年月日

保護者：氏名、住所、生年月日

・委託先が本人から収集するもの

児童：氏名、住所、生年月日

保護者：氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、商品の配送先、商品の申込内容、WEBサイトのログイン用ID及びパスワード、問い合わせに関する対応記録

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数(見込み)

約9,700件

6 個人情報を取り扱う場所

委託先事業者の事務所

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書、電磁的記録媒体及び回線結合による。なお、回線結合については詳細を調整のため、次回の情報公開・個人情報保護審議会にて改めて諮問する。

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する内部規程が定められ、個人情報保護の管理体制を確立している。

(2) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は施錠できる保管庫内で保管している。

(3) 権限のない者によるアクセスやデータの改ざんが行われないよう必要なセキュリティ設定を行っている。

## 11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

## 12 委託の開始時期及び期間

令和5年1月から同年5月まで（予定）

## 13 委託先（参考）

未定

## 第2 目的外利用について

### 1 目的外利用する理由

家事支援用品購入支援事業の実施にあたり、本事業の対象者を区で抽出し、対象者への案内送付を迅速に行うとともに、家事支援用品の申込受付及び問い合わせ対応等を適切に実施するため、個人情報を目的外利用する。

### 2 諮問の趣旨

本件は、家事支援用品購入支援事業の実施にあたり、子育て支援業務で管理している個人情報を目的外利用するものであり、条例第15条第1項第4号の規定に基づき諮問する。

### 3 保有課及び保有課の業務名称

保育部保育認定・調整課：子育て支援業務

### 4 利用課及び利用課の業務名称

子ども・若者部子ども家庭課：子ども家庭支援業務

### 5 対象となる個人の範囲

第1の4のとおり

### 6 目的外利用する個人情報の項目及び件数

#### (1) 個人情報の項目

児童：氏名、住所、生年月日

保護者：氏名、住所、生年月日

#### (2) 件数（見込み）

約9,700件

### 7 利用の方法

保有課において本事業の対象となる児童及び保護者を抽出し、そのデータを利用課から委託先へ提供する。

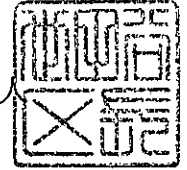
8 利用の開始時期及び期間  
第1の12のとおり



諮問第1002号  
令和4年12月23日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太 様

世田谷区長  
保坂展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(地域障害者相談支援センター業務委託における個人情報の項目の追加)

# 諮問第1002号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(地域障害者相談支援センター業務委託における個人情報の項目の追加)

令和4年12月27日  
障害福祉部障害保健福祉課

## 1 委託の件名

地域障害者相談支援センター事業委託

## 2 委託の内容

区では、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)並びにその保護者等の地域における生活を支援し、障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的として各地域において地域障害者相談支援センター(以下「センター」という。)運営業務を外部委託により実施している。

センターでは年齢や障害種別を問わず、様々な相談を受けている。現在、相談は対面による実施を基本としているが、新型コロナウイルス感染症等の影響により来所が難しいケースも発生していることから、相談者に寄り添った相談支援が実施できるよう、今後メールやZoom等を活用したオンラインによる相談業務等を実施する。

以上のことから、委託先の取り扱う個人情報の項目を追加する。

## 3 諮問の趣旨

本件は、センター事業委託において取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

## 4 対象となる個人の範囲

センターの利用者のうち、オンライン相談を希望する者

## 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

### (1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの  
新たな項目：なし
- ・委託先が本人から収集するもの  
新たな項目：メールアドレス
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの  
新たな項目：なし

( 2 ) 件数 ( 見込み )

約 1 , 7 7 0 件 ( 年間 )

6 個人情報を取り扱う場所

委託先の施設

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

新たな項目については、委託先との個人情報の授受は行わない。

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

( 1 ) 個人情報保護管理に関する法人内規程を定めており、個人情報保護の管理体制が確立されている。

( 2 ) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できる室内キャビネットで保管する。

( 3 ) 個人情報を取り扱うパソコン等への不正アクセス及びウイルスの侵入、拡散を防止するための措置を講じている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和 5 年 1 月から継続して行う。

13 委託先 ( 参考 )

- ・ 社会福祉法人世田谷ボランティア協会
- ・ 社会福祉法人めぐはうす
- ・ N P O 法人つどい
- ・ 社会福祉法人せたがや檉の木会
- ・ 社会福祉法人武蔵野会

諮問第1003号  
令和4年12月23日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山田健太 様

世田谷区長  
保坂展 人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(予防接種実施事務)

# 諮問第1003号

特定個人情報保護評価における第三者点検について  
(予防接種実施事務)

令和4年12月27日  
地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課  
住民接種担当部住民接種統括担当課

## 1 諮問の趣旨

### (1) 番号制度(マイナンバー制度)の導入

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)によって導入された番号制度(マイナンバー制度)は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものである。

### (2) 個人情報保護の懸念と法令・制度の整備

番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点から、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正利用や財産その他の被害等への懸念が示されてきた。これを踏まえ、個人情報の適正な取扱いの観点から「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法令の整備がされ、国が設置した個人情報保護委員会による監視・監督、その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報を扱うシステムについては様々な安全措置を講ずることとしている。

### (3) 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価は、上記のような番号制度の枠組みの下の保護措置の一つである。具体的には、行政機関の長など実施主体を定め、評価対象を特定個人情報を取り扱う事務ごとに定めている。また、特定個人情報の対象人数などしきい値によって基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価のように特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の種類を三段階に定め、併せて区民意見の募集や第三者点検、国民への公表などの実施手続を定めている。さらに、継続的かつ定期的に実施されるように、特定個人情報ファイルを保有するときだけでなく、定期的に再評価を実施する手順も定めている。

なお、本件は、しきい値判断の結果、対象者が30万人以上となることから全項目評価の実施が義務付けられている。

## 2 諮問の内容

番号法第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

この度、新型コロナワクチン接種証明書(以下「接種証明書」という。)の発行において、令和4年7月26日から新たにコンビニエンスストアでの交付(以下「コンビニ交付」という。)が開始されたことから、特定個人情報ファイルについて重要な変更を加える必要が生じたため、特定個人情報保護評価に関する規則(以下「規則」という。)第7条第4項に基づく評価書の第三者点検について、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定により諮問するものである。

なお、本来であれば、接種証明書のコンビニ交付開始より前に特定個人情報保護評価

を実施する必要があるが、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組みとして、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があることから、規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものと考えられることが国から示されたため（別紙1参照）特定個人情報保護評価を事後で再実施するものである。

### 3 区民意見募集

規則第7条第1項に基づき区民意見募集を実施した。結果は以下のとおり。

#### (1) 対象事務及び概要

予防接種実施事務について、特定個人情報保護評価の再実施

#### (2) 期間

令和4年9月1日～同年同月30日の30日間実施

#### (3) 結果

意見0件

### 4 区のマイナンバー制度セキュリティ会議

本件について、令和4年11月29日開催の令和4年度第2回マイナンバー制度セキュリティ会議にて審議し、了承された。

### 5 第三者点検の対象

別紙2「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」のとおり。

改定前の評価書との相違点及び審査の観点については、別紙3のとおり。

### 6 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月 国の個人情報保護委員会へ評価書（全項目評価書）の提出

各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中  
（参考：各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中）

デジタル庁国民向けサービスG（VRS 担当）  
厚生労働省健康局健康課予防接種室

特定個人情報保護評価書の見直しに関する情報の提供について  
（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付）

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の交付に関し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付（以下単に「コンビニ交付」という。）の実施に当たり、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取扱いが生じるため、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の規模に応じて特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）への追記等の見直しが必要となります。

今般、評価書の見直しに当たり必要な情報について、下記のとおり情報提供します。

各市町村におかれては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」をはじめとする個人情報保護に関する法令の趣旨を踏まえ、今回の情報提供を参考に、適切に評価書の見直しを実施してください。

なお、本事務連絡に関する内容については、個人情報保護委員会事務局と調整済みです。

記

【提供する情報】

- ・特定個人情報保護評価の見直しについて（接種証明書のコンビニ交付に係る特定個人情報保護評価書の記載例の送付）
- ・別紙1：全項目評価書（記載例）
- ・別紙2：重点項目評価書（記載例）
- ・別紙3：参考図（「別紙1：全項目評価書（記載例）」の「（別紙1）事務の内容」で記載している図（編集可能））

【提供する情報】の別紙1～3 添付略

※ 基礎項目評価書（記載例）については、修正ございません。

## 特定個人情報保護評価の見直しについて (接種証明書のコンビニ交付に係る特定個人情報保護評価書の記載例の送付)

本資料は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）のコンビニエンスストア等における自動交付（以下単に「コンビニ交付」という。）の実施に伴い、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を見直すに当たっての参考情報として、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の記載例を示すものです。

評価書の見直しを行うに当たっては、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、本資料を参考としつつ、各市町村の事務やリスク対策の内容を独自に検討した上で、評価書の記載内容を決定する必要がありますので、御留意ください。

### (1) 特定個人情報の取扱いの変更点

接種証明書のコンビニ交付においては、コンビニエンスストア等のキオスク端末において申請受付時に個人番号を取得することとなることから、予防接種に関する事務において個人番号の入手方法が増えることとなります。

これらは、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため、予防接種に関する事務について評価の再実施が必要であると考えられます。

### (2) 評価の再実施の時期

評価の再実施の時期については、特定個人情報ファイルを保有する前又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に実施することを原則としています。

他方、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があります。

こうした状況や、追加接種の事務が継続している中であって、市町村において評価の再実施を事前に行うことが困難な状態にある場合には、接種証明書のコンビニ交付に係る評価の再実施について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象にもなり得るものと考えられます。

ただし、この場合であっても、評価を実施することが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価を行うことが必要です。



## 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種実施事務 全項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、予防接種実施事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

東京都世田谷区長

### 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

### 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	予防接種実施事務								
②事務の内容 ※	<p>1. 予防接種事務の概要            予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。</p> <p>2. 疾病と予防接種の対象者            予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第一条の三に規定される疾病及び対象者に対して定期の予防接種を実施する。また、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種も実施する。</p> <p>3. 予防接種事務全般における事務の内容(別添1参照)</p> <p>①予診票・接種券の発行            住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者」の各年齢要件に該当する者(臨時接種を除く)に対し、それぞれの種類の予防接種の予診票等を作成・発行する。</p> <p>②予診票・接種券の再発行            住基の情報を基に、予診票・接種券を紛失等した者に対し再発行を行う。</p> <p>③予防接種記録の管理            契約医療機関で予防接種を受けた区民の予診票について当該医療機関からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。臨時接種における集団接種会場実施分を含む。</p> <p>④接種勧奨通知の送付            伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、接種勧奨の通知を行う。</p> <p>⑤予防接種依頼書の発行            本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の依頼書を作成し、発行する。</p> <p>⑥予防接種実施報告書の送付            他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体の長に報告書を送付する。報告書には予診票の写しを添付する。</p> <p>⑦知事への報告            予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。</p> <p>⑧他自治体への照会・提供            情報提供ネットワークシステムを通じ、他自治体に対して接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>⑨予防接種による健康被害の救済            予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又は、死亡した場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務            ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者および発行した接種券の登録を行う。            ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。            ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>								
③対象人数	[ 30万人以上 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
＜選択肢＞									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	区民健康情報システム								
②システムの機能	定期・臨時予防接種の接種履歴を記録している。また、予防接種予診票・接種券の発行、定期・臨時予防接種勧奨通知対象者抽出などを行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ○ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

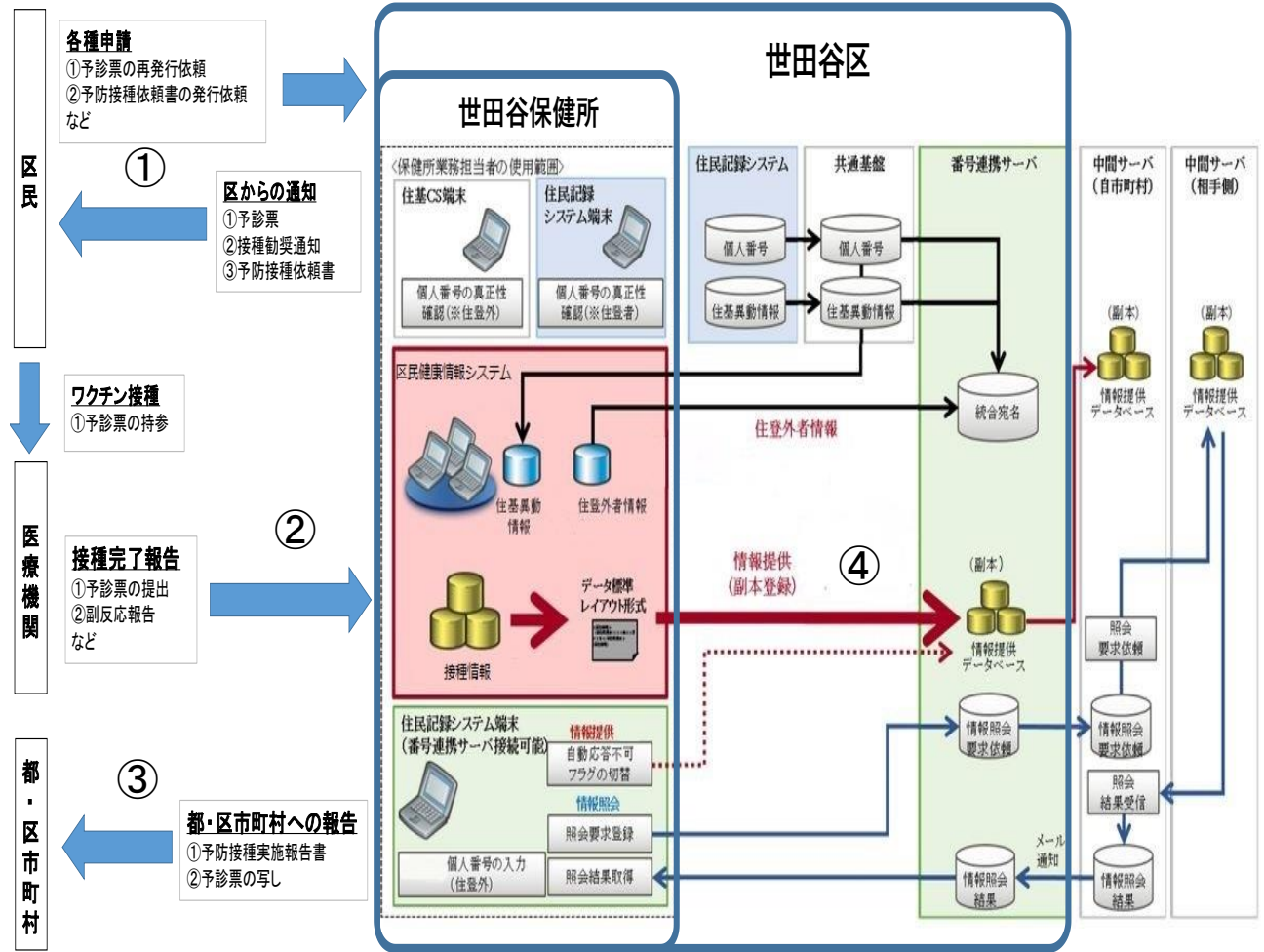
システム2	
①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能  ①サーバー内の宛名データベースのセットアップ  ②宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映  ③個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理  ④宛名データベースの検索、参照、更新  ⑤オンラインで入力したデータを業務システムに連携  ⑥団体内統合宛名番号を業務システムに連携</p> <p>2. 情報提供機能  ①中間サーバーに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ  ②各業務の異動データを取り込み、データベースに反映  ③各業務情報の参照、入力、変更、削除を行う。  ④各業務情報を一括で中間サーバーに連携  ⑤各業務の異動情報を中間サーバーに連携</p> <p>3. 情報照会機能(他機関への情報照会)  ①各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。  ②情報照会の対象者情報を元に、中間サーバーに情報を要求し、一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号要求  ①処理通番を要求・受信し、符号要求データを既存住基または住基GWに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供システムネットワークシステム(インターフェイスシステム)、番号連携サーバーとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>1. 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

システム4	
①システムの名称	新型コロナウイルスワクチン接種予約システム
②システムの機能	接種券を受け取った区民からWebによる接種予約を受け付け、管理する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （区民健康情報システム）
システム5	
①システムの名称	新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運営システム
②システムの機能	新型コロナウイルスのワクチン接種に関する問合せ対応、記録作成などコールセンター業務を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （
システム6	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出／死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （区民健康情報システム）

3. 特定個人情報ファイル名	
定期・臨時予防接種者情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第二</li> <li>・別表第二における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項</li> <li>・別表第二における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項</li> </ul>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	感染症対策課、住民接種調整担当課
②所属長の役職名	感染症対策課長、住民接種調整担当課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

1. 予防接種事務について

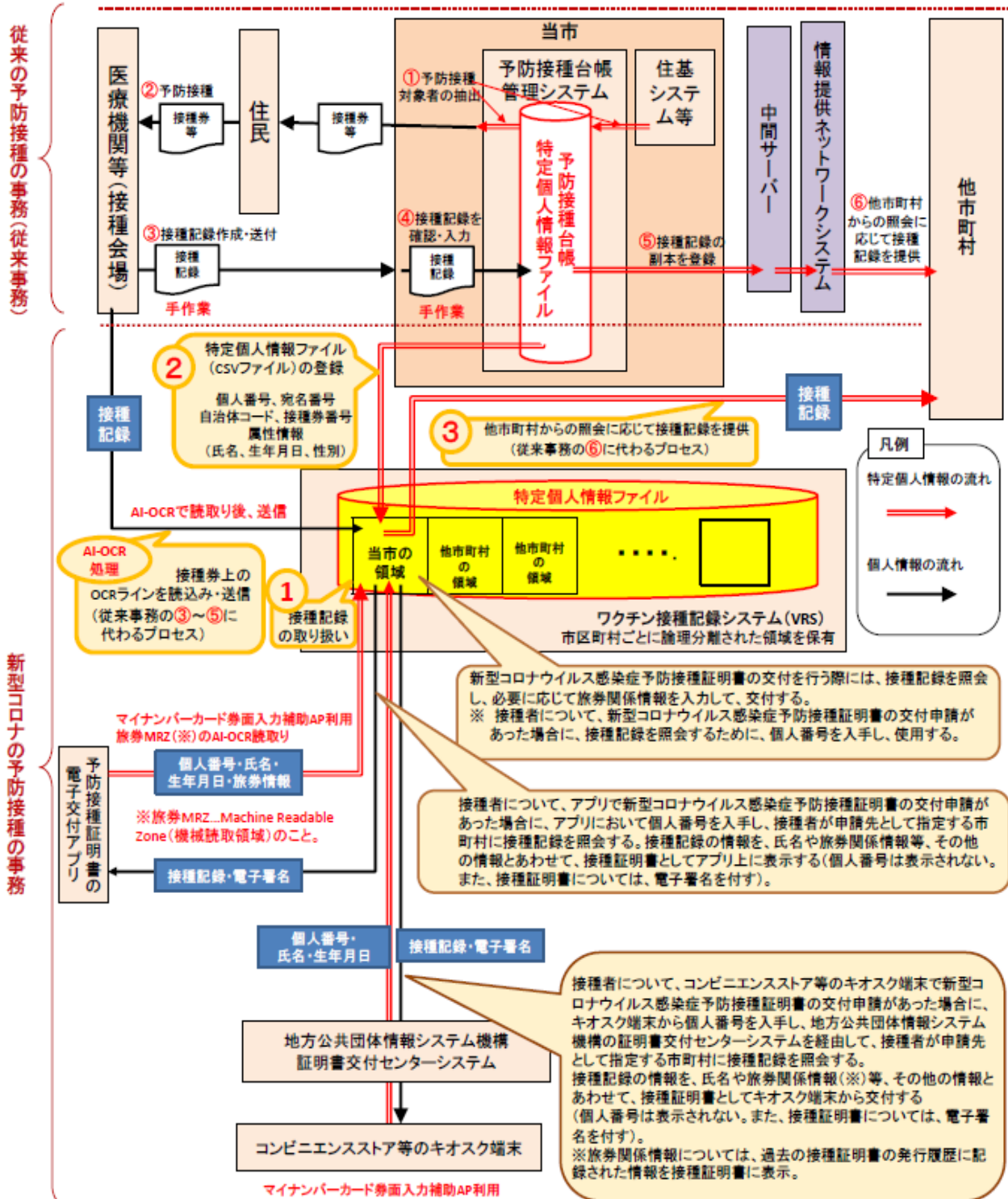


- ① 予診票等の発行 (図の矢印①)  
住基の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者」の各年齢要件に該当する者に対し、それぞれの種類の予防接種の予診票・接種券を作成・発行する。
- ② 予診票等の再発行 (図の矢印①)  
住基の情報を基に、予診票を紛失等した者に対し予診票の再発行を行う。
- ③ 接種勧奨通知の送付 (図の矢印①)  
伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、接種勧奨の通知を行う。
- ④ 予防接種依頼書の発行 (図の矢印①)  
本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、区外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の依頼書を作成し、発行する。
- ⑤ 予防接種記録の管理 (図の矢印②)  
契約医療機関で予防接種を受けた区民の予診票について当該医療機関からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。
- ⑥ 予防接種実施報告書の送付 (図の矢印③)  
他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体の長に報告書を送付する。報告書には予診票の写しを添付する。
- ⑦ 知事への報告 (図の矢印③)  
予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。
- ⑧ 他自治体への照会・提供 (図の矢印④)  
情報提供ネットワークシステムを通じ、他自治体に対して接種記録の照会・提供を行う。
- ⑨ 予防接種による健康被害の救済

2. 従来の予防接種事務と新型コロナウイルス感染症の予防接種事務について（国資料より）

予防接種に関する事務概要 全体図

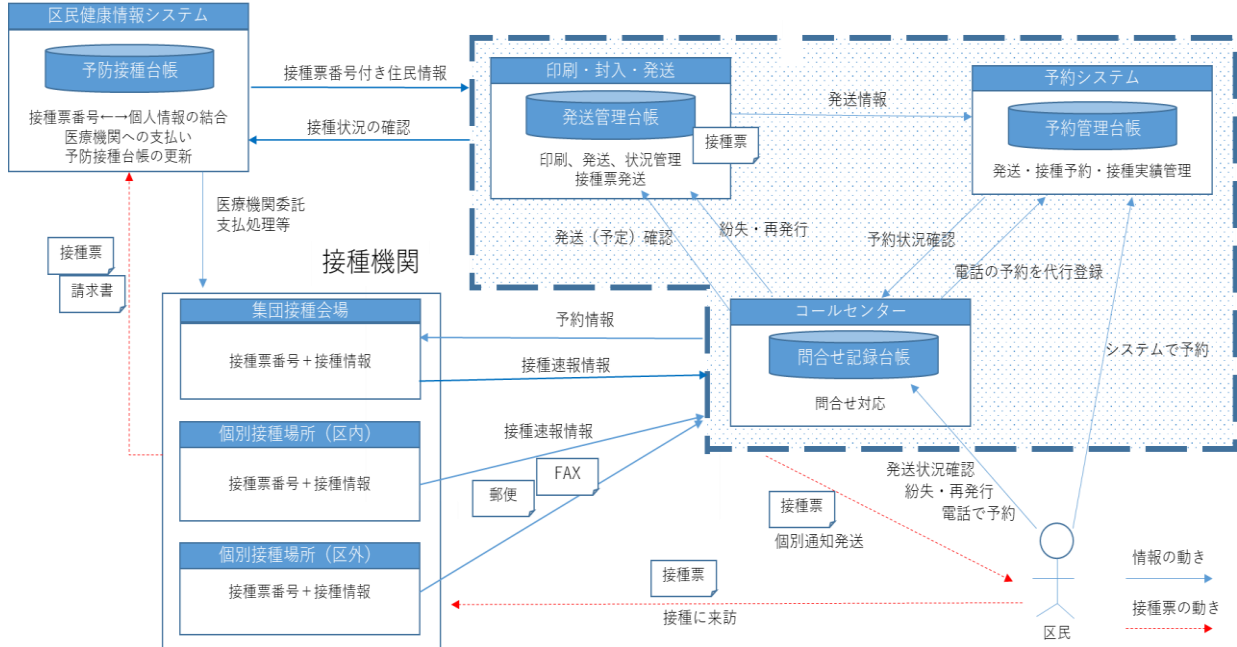
従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に登録記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、② → AI-OCR処理 → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。





### 3. システムの動き

#### (1) 新型コロナウイルスワクチン接種予約システム、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運営システムについて



#### 新型コロナウイルスワクチン接種予約システム

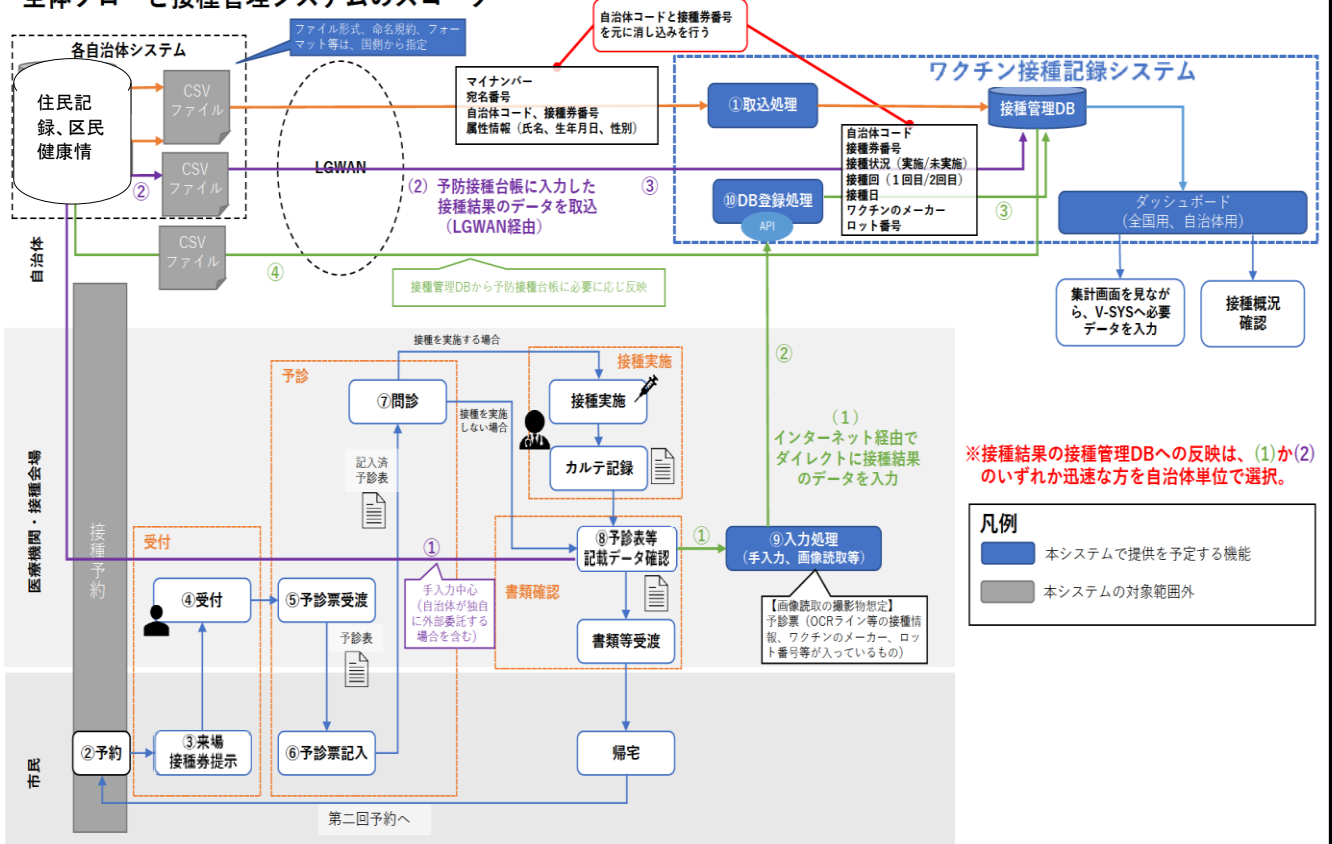
- ① ワクチン接種を希望する区民が、webにより接種予約を随時入力する。
- ② 接種会場にて、担当者が来場者の予約情報を確認する。

#### 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運営システム

- ① コールセンターのオペレーターが、区民等からの接種券発送に関する問合せ、ワクチン接種に関する問合せ等に対し、システム画面で情報を確認しながら対応する。
- ② オペレーターが問合せ記録を作成し、登録する。必要に応じて区に情報を提供する。
- ③ 問合せ件数等の集計を行う。

(2) ワクチン接種記録システムについて (国資料より)

全体フローと接種管理システムのスコープ



※接種結果の接種管理DBへの反映は、(1)か(2)のいずれか迅速な方を自治体単位で選択。

凡例  
 ■ 本システムで提供を予定する機能  
 ■ 本システムの対象範囲外

- (1) 区の住民記録、区民健康情報システムからマイナンバーを含む住民情報を抽出し、LGWAN経由で接種管理DBに登録する。
- (2) ワクチン接種の実施後、接種会場等でwebにてワクチン接種記録システムに接続し、接種情報を登録する。
- (3) 接種管理DBに登録した接種情報を、LGWAN経由でダウンロードし、区民健康情報システムに取り込む。

(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
定期・臨時予防接種者情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法その他関連法令に定められた予防接種の対象者	
その必要性	接種の有無を記録することにより、重複通知の防止及び未接種者への接種勧奨に活用している。	
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>	
	その妥当性	接種歴を把握し、定期・臨時予防接種対象者への接種予診票・接種券の発行や、未接種者への接種勧奨を行うために記録する。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月	
⑥事務担当部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷保健所感染症対策課</li> <li>・住民接種担当部住民接種調整担当課</li> <li>・各総合支所健康づくり課</li> </ul>	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 住民記録・戸籍課、各総合支所保健福祉センター生活支援課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 医療機関 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム )
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本情報 入手元 : 地域行政部住民記録・戸籍課 入手頻度・時期: バッチ処理による日次連携 入手方法 : 庁内連携</li> <li>・生活保護情報 入手元 : 各総合支所保健福祉センター生活支援課 入手頻度・時期: バッチ処理による月次連携 入手方法 : 庁内連携</li> <li>・接種記録 入手元 : 接種を行った医療機関、本人又はその代理人、他自治体 入手頻度・時期: 入手元が医療機関の場合は月1回、それ以外の場合は随時 入手方法 : 紙、ワクチン接種記録システム、情報提供ネットワーク</li> <li>・予防接種による健康被害救済の申請 入手元 : 接種を行った本人等 入手頻度・時期: 随時 入手方法 : 紙</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度</li> <li>・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって 接種記録の照会が必要になる都度</li> </ul>
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本情報 庁内連携システムを使用して入手する住民基本情報については、本人等からの申請を受けた都度入力する必要があり、法令等に基づく接種対象者であることの確認を行うものである。</li> <li>・生活保護情報 庁内連携システムを使用して入手する生活保護情報については、実費の徴収の有無について確認を行うものである。</li> <li>・接種記録 医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。</li> <li>・予防接種による健康被害救済の申請 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第10条及び同第11条に基づいて入手している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</li> </ul>

⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内連携システムの場合は、番号法第19条第7号及び予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。</li> <li>・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、区へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている(予防接種法施行令第6条の2)。</li> <li>・予防接種による健康被害救済の申請は、予防接種法施行規則第10条及び同第11条に明記している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>
⑥使用目的 ※		他自治体に提供及び照会する際に、正確に対象者を特定するために、特定個人情報を使用する。
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷保健所感染症対策課</li> <li>・住民接種担当部住民接種調整担当課</li> <li>・各総合支所健康づくり課</li> </ul>
	使用者数	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                                2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満                4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 接種予診票の発行 定期・臨時予防接種の対象者に対して接種予診票・接種券を発行する。</li> <li>2. 接種記録の登録 入手した予防接種記録をシステムに取り込み管理する。</li> <li>3. 接種勧奨事務 接種歴をもとに未接種者を把握し、接種勧奨を実施する。</li> </ol> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>
情報の突合 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号またはその他識別番号(宛名番号)を利用する。</li> <li>・個人番号、その他識別番号(宛名番号)が利用できない場合は、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を利用する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</li> </ul>
情報の統計分析 ※		厚生労働省への接種状況報告を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件
委託事項1	区民健康情報システム保守委託
①委託内容	区民健康情報システムのメンテナンス作業、障害復旧作業及び改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その妥当性	システムの運用保守全般を委託しており、システムにて管理する特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	契約した委託先は、区のホームページにて公表している。
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※
再委託	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法
再委託	⑨再委託事項

委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務委託	
①委託内容	ワクチン接種券等の印刷・封入・郵送、コールセンターの運営、予約システムの構築・運用・保守、接種実績の把握	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	新型コロナウイルスワクチンの接種対象者
	その妥当性	個人を正確に特定し、確実にワクチン接種を行うために必要である。
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社JTB	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑨再委託事項	ワクチン接種券等通知書類の印刷・接種券への印字及び封入・封かん・発送業務、ワクチン接種等コールセンター運営業務

<b>委託事項3</b>		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [ 10人以上50人未満 ]      1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) )
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ]      1) 再委託する      2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	





④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社メディカルコンシェルジュ、株式会社イマージュ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する [ ] <input checked="" type="radio"/> [ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業務の付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑨再委託事項	ワクチン接種記録システム(VRS)による接種記録の読み取り作業
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
<b>提供先1</b>	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の16の2の項	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	
③提供する情報	予防接種情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
<b>提供先2～5</b>		
<b>提供先2</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の16の3項	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務	
③提供する情報	予防接種情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	





6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理 また、申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>[ 定められていない ]</p> <p>その妥当性</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                              5) 4年                              6) 5年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されており、また区民からの接種歴確認の問合せに対応するため。</p>
③消去方法		<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は世田谷区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ①自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ②自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>
7. 備考		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目****(区民健康情報、住民記録情報)**

整理番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、郵便番号、続柄、取消、住登外フラグ、外国人フラグ、外国人本名カナ、外国人本名漢字、生保区分、住民となった日、住民でなくなった日、異動区分、異動年月日、接種名称、期・回数、接種年度、接種日、接種医療機関、接種区分、Lot番号、接種量、印刷区分、ワクチンメーカー、ワクチン名、予診理由、接種補足、支払対象外フラグ、入力窓口、発行区分、発行窓口、課税情報、生保受給情報

**(ワクチン接種予約)**

ワクチン名、ワクチン利用可能数、接種場所、予約年月日、時間帯、枠数、世帯代表者ID、メールアドレス、住民ID、生年月日、接種1回目情報(枠数、ワクチン、接種場所、接種年月日、開始時刻、終了時刻)、接種2回目情報(枠数、ワクチン、接種場所、接種年月日、開始時刻、終了時刻)

**(コールセンター運営)**

生年月日、接種券番号、エスカレーション有無、名前・連絡先・住所(エスカレーション有の場合のみ)、問合せ概要、問合せ内容、対応内容、対応担当者名、対応状況、対応完了日

**(ワクチン接種記録)**

宛名番号、個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、接種券番号、転出／死亡フラグ、市町村コード、接種1回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)、接種2回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)、接種3回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
定期・臨時予防接種者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>対象者以外の情報を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。また、他の市区町村から情報を入手する際は対象者以外の情報を入手してしまうことがないよう、事務マニュアルを整備して処理の標準化を図る。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。また、他の市区町村から情報を入手する際は必要な情報以外の情報を入手してしまうことがないよう、事務マニュアルを整備し処理の標準化を図る。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム等における追加措置&gt; (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>申請者より情報を入手する際はその相手方へ、収集する情報の使用目的及び用途について説明書類を用い十分説明する。庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを通じて行うが、権限を持った者しか情報照会を行えず、また、その照会履歴は記録として保存される仕組みとなっている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキiosk端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキiosk端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認書類の提示を受けて、本人確認を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人確認書類の提示に加え、以前に提示された個人情報との照合により、真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	届出書等から特定個人情報を入力する際は、入力後に別の担当者による二重チェックを実施する。 また、氏名・住所・生年月日等を複合的にチェックする。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口では本人から直接書面を受け取ることを原則とする。 ・郵送の場合は、担当部署の所在地及び宛先を印字した専用封筒を使用するよう促す。 ・提出された書類は鍵のかかるキャビネット等に保存する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>個人番号利用業務以外から、または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務に必要な情報はシステム内に保持しない。</li> <li>システム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制限を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。</li> <li>ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。</li> <li>人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。</li> <li>LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>発効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに発効処理を行う。</li> <li>失効管理: 人事異動があった場合等には、速やかに失効処理を行う。</li> </ul> <p>※発効、失効いずれの場合も、発効・失効作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく登録・削除されているかを確認する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>共用IDは発行せず、個人に対してユーザIDを発行する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	定期的実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、職員に周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	通常ユーザ用と管理者用とにアクセス権限を分け、システムのバックアップデータ等の重要データには管理者権限のみがアクセスできるようにする。  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約書において、情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務づけている。 (1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準 (2) 以下の内容を含む従事者名簿 1) 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所 2) 委託業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所 (3) 委託業務に関する緊急時連絡先一覧  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業所、作業場所の特定」を明記することとしている。 ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	・通常業務における端末からの情報照会・更新については、ログイン記録を残している。 ・システム保守作業については、作業内容の記録を提出させている。 ・電子記録媒体等については、管理簿を作成し、引渡し及び返却を管理する。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記する。 ・また、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止を義務付けするとともに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求めらる。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受ける。 ・さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求めらる。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報システム管理者が消去および廃棄状況を確認する。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・管理体制等の通知</li> <li>・目的外使用等及び複写等の禁止</li> <li>・物的セキュリティ対策</li> <li>・人的セキュリティ対策</li> <li>・技術的及び運用におけるセキュリティ対策</li> <li>・監査、施設への立入検査の受け入れ</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させることを義務づけている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例に基づき認められている範囲において特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容	権限を持った職員のみ提供できるようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 番号法の規定に基づき、認められている範囲において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 入手した特定個人情報について、区民健康情報システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワーク ワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt; 情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した区内連携システムを通じてやりとり</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしておく。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>



リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt;          庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定及び条例に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。          ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。          ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。          (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。          ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。          ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。</p> <p>①外部進入防止: 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ②入退館管理: ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム ③持込・持出防止: 金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p>&lt;世田谷区における措置&gt; ・システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>

<p>具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;  ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>
------------------	--

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	住民記録システムの宛名と連動しており、生存者と同様の管理がなされている	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	被接種者情報については、随時、本人確認を行い、変更があればその都度データを修正する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めていない ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	データ保管期間の定めはないため、消去は行っていない。上で述べたリスク対策のもと、データを保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。</li> <li>・機器リース終了による返却の場合も、同様とする。</li> <li>・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。</li> <li>・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。</li> <li>・サーバー、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。</li> <li>・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。</li> </ul>		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p style="background-color: #ffff00;">具体的なチェック方法</p> <p>&lt;世田谷区における措置&gt; 実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」)に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p style="background-color: #ffff00;">具体的な内容</p> <p>&lt;世田谷区における措置&gt; 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、内部監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規程・体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」)に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p style="background-color: #ffff00;">具体的な方法</p> <p>&lt;世田谷区における措置&gt; ①職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。 また、研修資料は毎年度見直しを実施している。 ②委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。 ③違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。 また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」)に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

### 3. その他のリスク対策

#### <世田谷区における措置>

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号)第7条及び世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第80号)第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

#### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号154-8504 東京都世田谷区4-21-27 世田谷区総務部区政情報課区政情報係
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	感染症予防業務
公表場所	区政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	世田谷保健所 感染症対策課(03-5432-2441) 住民接種担当部住民接種調整担当課(03-5432-2579)
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月10日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	<p>パブリックコメントによる区民意見募集を行う。</p> <p>・区のお知らせ「せたがや」にて周知する。</p> <p>・番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページにて、「特定個人情報保護評価」全文を閲覧できるようにする。</p>
②実施日・期間	令和4年9月1日(木)～令和4年9月30日(金) (30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	



## (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度</li> <li>・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって 接種記録の照会が必要になる都度</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度</li> <li>・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって 接種記録の照会が必要になる都度</li> </ul>	事前	
令和4年5月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</li> </ul>	事前	
令和4年5月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月17日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<p>(ワクチン接種記録)</p> <p>宛名番号、個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、接種券番号、転出／死亡フラグ、市町村コード、</p> <p>接種1回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)、</p> <p>接種2回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)</p> <p>接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)、</p> <p>ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>(ワクチン接種記録)</p> <p>宛名番号、個人番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、接種券番号、転出／死亡フラグ、市町村コード、</p> <p>接種1回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)、</p> <p>接種2回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)</p> <p>接種3回目情報(接種履歴登録日時、接種日、接種券番号、接種自治体コード、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号)、</p> <p>ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事前	
令和4年5月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手</p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手</p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</li> <li>・転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</li> <li>・転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</li> </ul>	事前	
令和4年5月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</li> </ul>	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</li> </ul>	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容 2. 従来の予防接種事務と新型コロナウイルス感染症の予防接種事務について(国資料より)	(資料差し替え)	(資料差し替え)	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ②その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
	Ⅳ その他のリスク対策 2従業員に対する教育 啓発の具体的な方法	<世田谷区における措置> ①職員に対して、年一回、セキュリティ研修を行う際に、評価書を配布し、内容理解及びその遵守を徹底する。	<世田谷区における措置> ①職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。また、研修資料は毎年度見直しを実施している。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保守された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保守された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	
	複数箇所	地域保健課 地域保健課長	(削除)	事後	



## 改定前の特定個人情報保護評価書との相違点及び審査の観点

「審査の観点」欄は、「特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」(平成26年8月26日特定個人情報保護委員会)から該当する項目について転載した。

## 基本情報

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

通番	ページ	項目	審査の観点( ) 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)
	5	システム6(ワクチン接種記録システム(VRS))	(予防接種証明書のコンビニ交付事務の追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> </ul>
<b>(別添1)事務の内容</b>					
	8	2. 従来の予防接種事務と新型コロナウイルス感染症の予防接種事務について(国資料より)	(予防接種証明書のコンビニ交付事務の追加)	(資料差し替え)	(資料差し替え)

【修正のポイント】  
予防接種証明書のコンビニ交付事務の記載を追加

## 特定個人情報ファイルの概要

## 3. 特定個人情報の入手・使用

	12	入手方法	(予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴うキオスク端末及び証明書交付センターシステムの追加)	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))
	13	本人への明示	(予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴うキオスク端末の追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>

【修正のポイント】  
予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴うキオスク端末及び証明書交付センターシステムについての記載を追加

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

	16	委託事項3 委託事項	(予防接種証明書のコンビニ交付関連機能の追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
委託事項3 委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
委託事項3 その妥当性		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
委託事項3 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))		その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	

【修正のポイント】  
予防接種証明書のコンビニ交付関連機能を追加

6. 特定個人情報の保管・消去				
21	保管場所	(予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う証明書交付センターシステム及びキオスク端末の追加)	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。

【修正のポイント】  
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないことを明記

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)				
23	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(予防接種証明書のコンビニ交付事務の追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容		< ワクチン接種記録システム等における追加措置 > (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	< ワクチン接種記録システム等における追加措置 > (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
24	リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴う証明書交付センターにおけるキオスク端末の操作画面の制御等の追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	(予防接種証明書のコンビニ交付事務の追加)	< ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 > (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	< ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 > (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	(予防接種証明書のコンビニ交付事務及び証明書交付センターシステムの追加)	< ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 > (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	< ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 > (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
	リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(予防接種証明書のコンビニ交付開始に伴うキオスク端末、証明書交付センターシステム、VRS間の通信及びキオスク端末の画面表示等の追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

【修正のポイント】  
証明書交付センターにおけるキオスク端末の操作画面の制御により、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避けることを明記  
キオスク端末、証明書交付センターシステム、VRS間の通信における情報漏洩防止、通信内容の秘匿及び盗難防止の対策について追加  
キオスク端末の画面表示等によるマイナンバーカード等の取り忘れ防止対策について追加

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
	27	情報保護管理体制の確認	(予防接種証明書のコンビニ交付関連機能の追加)	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p>

【修正のポイント】  
予防接種証明書のコンビニ交付関連機能を追加

7. 特定個人情報の保管・消去				
	35	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	(予防接種証明書のコンビニ交付事務、証明書交付センターシステム及びキオスク端末への記録、キオスク端末、証明書交付センターシステム、VRS間の通信の追加)	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>

【修正のポイント】  
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないことを明記  
キオスク端末、証明書交付センターシステム、VRS間の通信における情報漏洩防止、通信内容の秘匿及び盗難防止の対策について追加